

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置規約

(共同設置)

第1条 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）は、構成市町村が共同で検討を進めるごみ処理の広域化に関する基本的な構想を策定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、同法第138条の4第3項に規定する市町村長の附属機関として、共同してこの委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の名称)

第2条 委員会の名称は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会とする。

(委員会の執務場所)

第3条 委員会の執務場所は、三重県伊賀市治田3547番地13伊賀市さくらリサイクルセンター内とする。

(委員会の所掌事務)

第4条 委員会は、構成市町村の長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議し、その結果を構成市町村の長に答申する。

- (1) 構成市町村におけるごみ処理の広域化に関する基本的な構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、構成市町村におけるごみ処理の広域化に関し構成市町村の長が必要と認めること。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第6条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、構成市町村の長が協議して定める候補者について、伊賀市長がこれを選任する。

2 委員は、非常勤とする。

3 伊賀市長は、委員に欠員が生じたときは、7日以内にその旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知するとともに、第1項の規定の例により補欠の委員を選任するものとする。

4 伊賀市長は、委員を解職する場合又はその退職について承認を与える場合においては、あらかじめ名張市長、笠置町長及び南山城村長と協議しなければならない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、第4条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第8条 委員会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長を定めない場合にあつては、会議は、伊賀市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の事務を補助する職員)

第11条 委員会の事務を補助する職員は、構成市町村の職員をもって充て、職員の定数及び当該定数の構成市町村間の配分については、構成市町村の長が協議により定める。

(歳入歳出予算)

第12条 委員会に要する経費は、伊賀市の一般会計の歳入歳出予算に計上し、伊賀市長が当該歳入歳出予算を執行する。

(負担金)

第13条 委員会に要する経費に関する構成市町村の負担金の額は、構成市町村の長の協議により定める。

2 名張市、笠置町及び南山城村は、前項の負担金を、伊賀市に納付しなければならない。

3 前項の規定による負担金の納付の時期については、構成市町村の長の協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第14条 前条の規定にかかわらず、構成市町村のうち特定の市町村が専ら当該市町村の

ために委員会をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該市町村は、前条第1項に規定する負担金とは別に、これに要する経費を当該市町村の予算に計上して支出するようにしなければならない。

(委員会の事務の管理及び執行に関する条例等)

第15条 委員会の事務の管理及び執行に関する条例等(条例、規則その他の規程をいう。以下同じ。)については、構成市町村は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(委員の身分の取扱いに関する条例等)

第16条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法(以下「委員の報酬等」という。)は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等の定めるところによる。

2 伊賀市は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ名張市、笠置町及び南山城村と協議しなければならない。

3 伊賀市長は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等が制定され、又は改廃されたときは、その旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知しなければならない。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、委員会の担任する事務に関し必要な事項は、構成市町村の長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。